

(登記)

第五条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(名称使用の制限) 第六条 組合でない者は、農林漁業団体職員共済組合という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

- 四 関する事業の毎事業年度の実施計画の設定及び重要な変更
四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
五 訴訟又は訴願の提起及び和解
六 その他組合の業務に関する重

- 要事項で定款で定めるもの
2 組合会は、監事に対し、組合の業務を監査し、及びその結果を報告すべきことを請求することができる。

- 3 組合会は、総組合会議員の三分の二以上の多数による議決をもつて、役員を解任することができる。

- 4 前項の規定による解任は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- (役員)
第九条 組合に、役員として理事長一人、理事若干人及び監事二人を置く。

- 2 役員は、定款で定めるところにより、組合会議員が組合会における任期は、前任者の残任期間とする。ただし、補欠の組合会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任員は、組合員から選挙された組合会議員は、当然組合会議員の職を失う。

- 4 組合会議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の組合会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 組合員から選挙された組合会議員は、組合員の資格を失つたときは、当然組合会議員の職を失う。

- 6 組合会の議長は、組合会議員がこれを互選する。

- 7 議長は、組合会の会議を總理する。

(組合会の権限)

第八条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 每事業年度の予算及び決算
三 第五十三条の福利及び厚生に

- 関する事業の毎事業年度の実施計画の設定及び重要な変更
四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
五 訴訟又は訴願の提起及び和解
六 その他組合の業務に関する重

- 要事項で定款で定めるもの
2 組合会は、監事に対し、組合の業務を監査し、及びその結果を報告すべきことを請求することができる。

- 3 組合会は、総組合会議員の三分の二以上の多数による議決をもつて、役員を解任することができる。

- 4 前項の規定による解任は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- (役員)
第九条 組合に、役員として理事長一人、理事若干人及び監事二人を置く。

- 2 役員は、定款で定めるところにより、組合会議員が組合会における任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任員は、組合員から選挙された組合会議員は、当然組合会議員の職を失う。

- 4 組合会議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の組合会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 組合員から選挙された組合会議員は、組合員の資格を失つたときは、当然組合会議員の職を失う。

- 6 組合会の議長は、組合会議員が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

- 7 議長は、組合会の会議を總理する。

(組合員の資格の喪失)

第八条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 每事業年度の予算及び決算
三 第五十三条の福利及び厚生に

- 7 前条第四項の規定は、役員の就任に準用する。
8 組合は、役員が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

- (役員の職務)
第十一条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行ふ。

- 3 組合員は、組合を代表し、その業務を総理する。

- 4 組合員は、組合の業務を監査する。

- 5 組合員は、組合の業務を監査する。

- 6 組合員は、組合の業務を監査する。

- 7 組合員は、組合の業務を監査する。

- 8 組合員は、組合の業務を監査する。

- 9 組合員は、組合の業務を監査する。

- 10 組合員は、組合の業務を監査する。

- 11 組合員は、組合の業務を監査する。

- 12 組合員は、組合の業務を監査する。

- 13 組合員は、組合の業務を監査する。

- 14 組合員は、組合の業務を監査する。

- 15 組合員は、組合の業務を監査する。

- 16 組合員は、組合の業務を監査する。

- 17 組合員は、組合の業務を監査する。

- 18 組合員は、組合の業務を監査する。

- 19 組合員は、組合の業務を監査する。

- 20 組合員は、組合の業務を監査する。

- 21 組合員は、組合の業務を監査する。

- 22 組合員は、組合の業務を監査する。

- 23 組合員は、組合の業務を監査する。

- 24 組合員は、組合の業務を監査する。

- 25 組合員は、組合の業務を監査する。

- 26 組合員は、組合の業務を監査する。

- 27 組合員は、組合の業務を監査する。

- 28 組合員は、組合の業務を監査する。

- 29 組合員は、組合の業務を監査する。

- 30 組合員は、組合の業務を監査する。

- 31 組合員は、組合の業務を監査する。

- 32 組合員は、組合の業務を監査する。

ついては、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課をしてはならない。

第二章 組合員
(組合員)
第十四条 農林漁業団体又は組合(以下「農林漁業団体等」という。)に使用される者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」という。)は、すべて組合員とする。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

う。))をしたとき。
三 前条第一項各号に掲げる者とだしおの各号に掲げる者は、組合員としない。

一 常時勤務に服しない者
二 臨時に使用される者で次に掲げる者にあっては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合(役員に就任した場合を含む。)を除く。
イ 日日雇い入れられる者
ロ 二ヶ月以内の期間を定めて使用者に用される者

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第十六条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第十七条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第十八条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第十九条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十一条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十二条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十三条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十四条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十五条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十六条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十七条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十八条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第二十九条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第三十条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第三十一条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第三十二条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員資格の得喪の届出等)
第三十三条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員の資格の喪失)

第三十四条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員の資格の喪失)

第三十五条 農林漁業団体は、農林省で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出る。その遺族は、組合に對し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失なければならない。

四 給与を受けなくなつたとき。
(組合員の資格の喪失)

- 2 組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その遺族に對し、いつでも組合員の資格を喪失する。

- 二 死亡したとき。
三 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
四 給与を受けなくなつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

- 一 死亡したとき。
二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等から給与を受ける者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」とい

- う。))をしたとき。
三 なつたとき。

(任意継続組合員)

第十七条 組合員であつた期間が十五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは、組合に申し出て、任意継続組合員となることができる。

2 前項の申出は、その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からその申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて、組合員の資格を喪失した日から起算して三ヶ月以内にしなければならない。

ただし、組合は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

3 第一項の申出をした者は、組合がその申出を受理したときは、最後に組合員の資格を喪失した日にさかのぼつて、任意継続組合員の資格を取得するものとする。

4 任意継続組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日(第三号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その日)から任意継続組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 組合員であつた期間と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間(次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く)が二十年に達したとき。

三 組合員の資格を取得したとき。

四 任意継続組合員の資格の喪失を申し出たとき。

五 掛金を滞納し、第五十七条第一項の規定による指定の期限までに、その掛金を納付しなかつたとき。

一項の規定による指定の期限までに、その掛金を納付しなかつたとき。

(組合員又は任意継続組合員であつた期間)

第十八条 組合員又は任意継続組合員であつた期間は、その資格を取得した日の属する月から起算して三ヶ月未満の資格を喪失した日の前日の属する月までの月をもつて終るものとする。

2 組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員又は任意継続組合員の資格を取得した場合は、その取得した資格に係る期間の計算については、前項の規定にかかわらず、その資格を取得した日の属する月は、その期間に算入しない。

3 組合員がその資格を喪失した後再び組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、すべて合算する。ただし、退職時金又は遺族一時金の給付の額の計算の基礎となるべき期間の計算については、この限りでない。

第三章 給付

第一节 通則

(組合の給付)

第十九条 組合は、この法律で定めることにより、次に掲げる給付を行ふ。

一 退職給付
二 障害給付
三 遺族給付
(標準給付)

第二十条 標準給付の等級及び月額は、組合員の給与月額に基づき次の区分により定める。

標準給付の等級	標準給付の月額	給与月額
第一級	三〇〇円	三,五〇〇円未満
第二級	四〇〇円	三,五〇〇円以上 四,五〇〇円未満
第三級	五〇〇円	四,五〇〇円以上 五,五〇〇円未満
第四級	六〇〇円	五,五〇〇円以上 六,五〇〇円未満
第五級	七〇〇円	六,五〇〇円以上 七,五〇〇円未満
第六級	八〇〇円	七,五〇〇円以上 八,五〇〇円未満
第七級	九〇〇円	八,五〇〇円以上 九,五〇〇円未満

4 掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該掛金に係る組合員であつた期間は、給付の基礎となるべき期間に算入しない。ただし、当該組合員であつた期間に係る組合員の資格の取得について第十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による確認の請求があつた後に、掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

第八級	10,000円	九,五〇〇円以上	11,000円未満
第九級	11,000円	11,000円以上	13,000円未満
第十級	12,000円	12,000円以上	15,000円未満
第十一級	13,000円	15,000円以上	17,000円未満
第十二級	14,000円	17,000円以上	19,000円未満
第十三級	15,000円	19,000円以上	21,000円未満
第十四級	16,000円	21,000円以上	23,000円未満
第十五級	17,000円	23,000円以上	25,000円未満
第十六級	18,000円	25,000円以上	27,000円未満
第十七級	19,000円	27,000円以上	29,000円未満
第十八級	20,000円	29,000円以上	31,000円未満
第十九級	21,000円	31,000円以上	33,000円未満
第二十級	22,000円	33,000円以上	35,000円未満
第二十一級	23,000円	35,000円以上	37,000円未満
第二十二級	24,000円	37,000円以上	39,000円未満
第二十三級	25,000円	39,000円以上	41,000円未満
第二十四級	26,000円	41,000円以上	43,000円未満
第二十五級	27,000円	43,000円以上	45,000円未満

2 農林漁業団体は、農林省令で定めるところにより、その組合員である職員の給与に関する事項を組合に届け出なければならない。

3 組合は、組合員が毎年八月一日現在に使用される農林漁業団体等において同日前月(当該農林漁業団体等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満ないときは、その月を除く)に受けた給与の総額をその期

間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給付を定める。ただし、七月一日から八月一日までの間に当該農林漁業団体等の職員となつた者及び第七項の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準給付が改定されるべき組合員に係るその年については、

4 前項本文の規定によつて定められた標準給付は、その年の十月か

ら翌年の九月までの各月の標準給与とする。

組合は、組合員の資格を取得し

た者があるとき、又は組合員たる

の農林漁業団体等の職員が引き

続組合員たる他の農林漁業団体

等の職員となつたときは、その資

格を取得した日又はその職員とな

つた日の現在により標準給与を定

める。この場合において、日、週

その他月以外の一定期間により支

給される給与については、その給

与の額をその支給される期間の総

日数をもつて除して得た額の三十

倍に相当する額を給与月額とす

る。

前項の規定によつて定められた

標準給与は、組合員の資格を取得

した日又は職員となつた日の属す

る月からその年の九月（七月一日

から十二月三十一日までの間に組

合員の資格を取得し、又は職員とな

つた者については、翌年の九月（

までの各月の標準給与とする。

組合は、第三項又は第五項の規

定によつて標準給与が定められた

組合員について、当該農林漁業団

体等において継続した三月間（各

月とも、給与の支払の基礎となつ

た日数が二十日以上でなければな

らない）に受けた給与の総額を三

で除して得た額が、その組合員の

標準給与の基礎となつた給与月額

にくらべて、著しく高低を生じた

ときは、その額を給与月額として、

その著しく高低を生じた月の翌

月から、標準給与を改定すること

ができる。標準給与が改定された

組合員についてさらに同様の事由

が生じたときは、同様とする。

8 前項の規定によつて改定された

標準給与は、その年の九月（八月

から十二月までのいずれかの月か

ら改定されたものについては、翌

年（年金の支給の始期及び終期）

までの各月の標準給与

とする。

9 任意継続組合員の各月の標準給

与は、その資格を取得する前の最

後の標準給与によるものとする。

10 給与の一部が金銭以外のもので

あるときは、その価額は、時価に

より、理事長が定める。

第二十一条 平均標準給与の月額

は、最後に組合員又は任意継続組

合員の資格を喪失した日の前日の

属する月から起算してその前組合

員であつた期間（任意継続組合員

であつた期間を含む）の五年間の

各月における標準給与の月額の合

算額の六十分の一に相当する額と

し、平均標準給与の日額は、平均

標準給与の月額の三十分の一に相

当する額とする。

2 前項の規定により算出した平均

標準給与の月額が、組合員であつた

期間（任意継続組合員であつた

期間を含む）の全期間の各月にお

ける標準給与の月額の合算額をそ

の期間の総月数で除して得た額よ

りも少いときは、その除して得た

額をもつて平均標準給与の月額と

する。

組合員であつた全期間が五年に

ある場合は、その死亡時までその

死亡時までの標準給与の月額と

する。

組合員であつた全期間が六年に

ある場合は、その死亡時までその

死亡時までの標準給与の月額と

する。

組合員であつた全期間が七年に

ある場合は、その死亡時までその

死亡時までの標準給与の月額と

する。

組合員であつた全期間が八年に

ある場合は、その死亡時までその

死亡時までの標準給与の月額と

する。

組合員であつた全期間が九年に

ある場合は、その死亡時までその

死亡時までの標準給与の月額と

する。

組合員であつた全期間が十年に

ある場合は、その死亡時までその

死亡時までの標準給与の月額と

する。

組合員であつた全期間が十一年に

ある場合は、その死亡時までその

死亡時までの標準給与の月額と

する。

組合員であつた全期間が十二年

に満たない者の平均標準給与の月額

と、組合員であつた全期間の各月

における標準給与の月額の合算額

をその期間の総月数で除して得た

額とする。

（給付額等の端数計算）

第二十二条 平均標準給与の月額若

しくは日額又は給付の額に一円に

満たない端数を生じたときは、そ

の端数を一円に切り上げる。

（年金の支給の始期及び終期）

第二十三条 年金である給付は、そ

の給付事由が発生した月の翌月か

らその事由のなくなつた月まで支

給する。

第二十四条 年金の支給については、月割計

算とし、毎年三月、六月、九月及

び十二月において、その前月分ま

でを支給する。ただし、年金の給

付事由がなくなつたとき、又はそ

の支給を停止したとき、若しくは

これを受ける権利が消滅したとき

は、その支給期間にかかわらず、

そのときまでの分を支給する。

（遺族年金を受けるべき遺族の範

囲）

第二十五条 遺族一時金又は年金の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

囲は、次に掲げるべき遺族の範

ら引き続き不具磨疾で生活資料を得るみちがない場合に限る。

組合員又は組合員であつた者の

死亡當時胎児であつた子が出生し

たときは、前項の規定の適用につ

いては、組合員又は組合員であつ

た者の死亡当时主としてその収入

によつて生計を維持していた者と

みなす。

（同順位者が二人以上あるときの

給付）

第二十七条 前条の規定により給付

を受けるべき遺族に同順位者が二

人以上あるときは、その給付は、

その人数によつて等分して支給す

る。

第二十八条 前項の規定により年金である給

付を等分して受ける同順位者のう

ちにその権利を失つた者があると

きは、残りの同順位者の人数によ

つてその年金を等分して支給す

る。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十九条 退職給付又は障害給付

を受ける権利を有する者が死亡し

た場合において、その者が支給を

受けるべき給付でその支払を受け

なかつたものがあるときは、第二

十四条から前条までの規定に準じ

て、これをその者の遺族に支給す

る。

（遺族給付を受ける権利を有する

者の間においては、それぞれ

当該各号に規定する順序

にて養父母、実父母の養父

母、養父母の実父、実母の順とす

る。

（同順位者が二人以上あるときの

給付）

第二十七条 前条の規定により給付

を受けるべき遺族に同順位者が二

人以上あるときは、その給付は、

その人数によつて等分して支給す

る。

第二十八条 前項の規定により年金である給

付を等分して受ける同順位者のう

ちにその権利を失つた者があると

きは、残りの同順位者の人数によ

つてその年金を等分して支給す

る。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十九条 退職給付又は障害給付

を受ける権利を有する者が死亡し

た場合において、その者が支給を

受けるべき給付でその支払を受け

なかつたものがあるときは、第二

十四条から前条までの規定に準じ

て、これをその者の遺族に支給す

る。

（遺族給付を受ける権利を有する

者の間においては、それぞれ

当該各号に規定する順序

にて養父母、実父母の養父

母、養父母の実父、実母の順とす

る。

（同順位者が二人以上あるときの

給付）

第二十七条 前条の規定により給付

を受けるべき遺族に同順位者が二

人以上あるときは、その給付は、

その人数によつて等分して支給す

る。

第二十八条 前項の規定により年金である給

付を等分して受ける同順位者のう

ちにその権利を失つた者があると

きは、残りの同順位者の人数によ

つてその年金を等分して支給す

る。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十九条 退職給付又は障害給付

を受ける権利を有する者が死亡し

た場合において、その者が支給を

受けるべき給付でその支払を受け

なかつたものがあるときは、第二

十四条から前条までの規定に準じ

て、これをその者の遺族に支給す

る。

（遺族給付を受ける権利を有する

者の間においては、それぞれ

当該各号に規定する順序

にて養父母、実父母の養父

母、養父母の実父、実母の順とす

る。

にあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養費の支給を受ける診療を受けた日から起算して三年を経過する時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時、その他のものにあつては、当該傷病につき最初に医師又は歯科医師を経過する時又は当該傷病の年を経過する時又は当該傷病のおつた時のどちらか早い時。以下本節において同じ。)に、その者が当該傷病の結果として別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は障害一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が、当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から起算して五年以内に増進して別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その者が当該期間の経過後一月を経過するまでに請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで障害年金を支給する。

2 障害年金の年額は、別表第二で定める一般の廃疾の程度にあつては平均標準給与の五月分に相当する額、同表で定める二級の廃疾の程度にあつては平均標準給与の月額の四月分に相当する額と(任意継続組合員であつた期間を含む。二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき平均標準給与の日額の三百分に相当する額を、二十年以上について

4 退職一時金の支給を受けた後に障害年度を支給すべき事由が発生した者には障害年金を支給すると、又は障害一時金の支給を受けた者に当該廃疾により障害年金を支給するときは、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定した障害年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は障害一時金の額を基準として政令で定めることにより算定した額を控除した額を障害年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は障害一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を返還したときは、この限りでない。

(廃疾の程度が変つた場合の障害年金の額の改定)

第四十条 障害年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又はその者につき当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から五年以内に増進した場合において、その障害年金の額を改定する。

2 前項の規定により障害年金の支給を停止された組合員が、その者につき組合員の資格の喪失等があつた時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その廃疾の程度に応じて、前の組合員であつた期間を合算して障害年金の額を改定する。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第四十四条 障害年金を受ける権利を有する者が障害年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その障害年金を受ける権利は、消滅する。

2 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)と後の組合員であつた期間を合算して障害年金の額を改定する。

3 前項の場合において、その改定期間を含む)と後の組合員であつた期間を合算して障害年金の額が、従前の障害年金の額(同項の廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が同一の廃疾の程度に相当するもので

は二十年以上一年を増すごとにその一年につき平均標準給与の日額の四月分に相当する額を加算する。

4 退職一時金の支給を受けた後に障害年度を支給すべき事由が発生した者には障害年金を支給すると、又は障害一時金の支給を受けた者に当該廃疾により障害年金を支給するときは、前二項の規定により障害年金の額と平均標準給与の月額の二月分に相当する額とを合算した額(その合算した額が平均標準給与の月額の二月分に相当する額)に満たないときは、その差額を支給する。

(障害一時金)

第四十五条 組合員であつた期間が六月以上である者であつて組合員又は任意継続組合員であつた間に疾病にかかり又は負傷したものにつき、組合員の資格の喪失等がある場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時に、その者が当該傷病の結果として別表第十九号第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは、六年間、障害年金の支給を停止する。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第四十六条 障害年金を受ける権利を有する者が障害年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その障害年金を受ける権利は、消滅する。

2 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)が二年未満である者で障害年金を受ける権利を有するものが前項の規定により障害年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた障害年金の総額が、その者が組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した際受けるべきで

意継続組合員が死亡したとき、又は組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

第四十七条 遺族年金の年額は、次区分による額とする。

一 退職年金の支給を受けている者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一

二 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である者が、退職年金の支給を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けられるべきである者で障害年金の支給を受けたときに、その年金を停止された組合員が死亡したことによりその資格を喪失した場合にあつては、同条第二項の規定を準用して算出して得た額の二分の一

三 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である者で障害年金の支給を受けているもの（第四十二条第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている者を含む。第五十一条第三号において同じ。）が死亡したときは、その者が支給を受けるべきであった退職年金の額

第四十八条 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その年金を受ける権利を失う。この場合において、遺族年金の支給を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

三 子又は孫（不具廃疾で生活資料を得るみだりを得るみだりがない者を除く。）が十八歳に達したとき。

四 不具廃疾で生活資料を得るみだりがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第五十条 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金の額の二月分に相当する額を支給する。

第五十一条 次の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

一 前条第一号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

二 前条第二号に該当する場合においては、その者が受けるべき年金の支給を受けた年に満たないときは、その差額

三 前条第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

四 前条第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、平均標準給与の年額に組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である者で障害年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときには次順位者に支給する。

四 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が死亡したときは、その者の平均標準給与の月額の一月分に相当する額を支給する。

五 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が十年以上三十年未満である組合員又は任意継続組合員（障害年金を受けている者を除く。）が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないときは、その差額

六 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後当該年金を受けるべき遺族がないときは、

第七条 第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由に該当して組合員又は任意継続組合員の資格を喪失したとすれば受けるべきであつた退職一時金の額

五 前条第五号に該当する場合においては、もし生存脱退事由又は第十二月分に相当する額に満たないときは、その差額

六 前項の規定により年金の支給を停止することができる。

第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている組合員又は任意継続組合員が死亡したとき。

五 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が十年以上三十年未満である組合員又は任意継続組合員（障害年金を受けている者を除く。）が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないときは、その差額

六 前項の規定により年金の支給を停止することができる。

第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている組合員又は任意継続組合員が死亡したとき。

五 前条第五号に該当する場合においては、もし生存脱退事由又は第十二月分に相当する額に満たないときは、その差額

六 前項の規定により年金の支給を停止することができる。

- 一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の經營
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
- 三 組合員の臨時の支出に対する組合員の福利を増進するための各号に掲げるもののほか、組合員の福利を増進するための必要な事業
- 四 前各号に掲げるもののほか、組合員の福利を増進するための必要な事業

- 第五章 掛金及び国の補助**
- (掛金)
- 第五十四条 組合は、その業務に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。
- 2 前項の規定による掛金は、組合員の標準給与の月額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額と掛けとの割合は、組合員と任意継続組合員ごとに、政令で定める範囲内において、定款で定める。
- 3 掛金を計算するにあたり、掛け額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。
- (掛金の負担)
- 第五十五条 組合員及びその組合員を使用する農林漁業団体等は、前条の規定による掛けを折半して負担する。
- 2 任意継続組合員は、前条の規定による掛けの全額を負担する。
- (掛け金の納付義務及び給与からの控除等)
- 第五十六条 農林漁業団体は、自己及びその使用する組合員の負担する毎月の掛けを、翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。
- 2 任意継続組合員は、第十七条第

- 二項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛けを、翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。
- 3 農林漁業団体等は、組合員の給与を支給するときは、その給与から当該組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛け(組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛け)に相当する金額を控除することができる。
- 4 農林漁業団体は、組合員が組合に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがある場合において、組合から求められたときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合に支払わなければならない。
- 5 組合は、その使用する組合員が組合に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがあるときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除することができる。
- 6 督促状に指定した期限までに掛け金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。
- 7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

- (督促及び延滞金の徴収)
- 第五十七条 組合は、掛け金を滞納した農林漁業団体又は任意継続組合員に対し、期限を指定して、その掛け金の納付を督促しなければならない。
- 2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。
- 2 この場合において、督促状により
- 第五十八条 前条第一項の規定による督促を受けた農林漁業団体が、同項の規定による指定の期限までに掛け金を完納しないときは、農林漁業団体の住所又は財産がある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項

- 第一項の指定都市にあつては、区とする日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。
- 3 第一項の規定により督促したときは、組合は、掛け金額百円につき一日六銭の割合で、納付期限の翌日から掛け金完納又は財産差押の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、掛け金額が千円未満であるとき、又は掛け金額につきやむを得ない事情があるとき、組合は、この限りでないと認められるときは、この限りでない。
- 4 前項の場合において、掛け金額の一部について納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金は、その納付のあつた掛け金額を控除した金額による。
- 5 掛け金額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。
- 6 督促状に指定した期限までに掛け金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。
- 7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- (滞納処分)
- 第五十九条 掛け金その他この法律の規定による徴収金の先取権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。
- (国税徴収法の準用)
- 第六十条 国税徴収法(明治三十一年法律第二十一号)第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二の規定は、掛け金その他この法律の規定による徴収金に準用する。
- 2 第六十一条 掛け金その他この法律の規定による徴収権等の時効
- 規定期間による徴収金を徴収し、その還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
- 2 第十六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出は、当該届出をした農林漁業団体及び当該届出に係る職員たる組合員に対して組合に有する掛け金を徴収する権利の時効を中断し、同条第二項

- の規定による確認の請求があつたときは、当該請求は、当該請求をした者及びその者に係る農林漁業団体に対して組合が有する掛け金を徴収する権利の時効を中断する。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の時効の中止、停止その他の事項については、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、組合によって支払うべき掛け金その他のこの法律の規定による徴収金の督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中止の効力を有する。
- (国の補助)
- 第六十二条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。
- 1 給付に要する費用(政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。)の百分の十五に相当する額(第二十九条の規定により控除すべき金額があるときは、その金額を給付に要する費用に加え、その得た額の百分の十五に相当する額からその控除すべき金額を差し引いて得た額。)
- 2 組合の事業に要する費用
- (審査会)
- 第六十三条 納付に關する決定又は掛け金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。
- 2 審査会は、委員九人をもつて組織する。
- 3 委員は、組合員を代表する者及び

公益を代表する者それぞれ三人とし、理事長が農林大臣の承認を受けて委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十四条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

第六十五条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、農林漁業団体等を代表する委員及び公益を代表する委員がそれ

による。第六十六条 給付に関する決定又は掛金その他組合員若しくは任意組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議がある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で審査会に対しても審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求し、たる者若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を

命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の會議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に審査の決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対し、これを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中斷に関する裁判上の請求とみなす。

(審査会に関する事項の政令への委任)

第六十七条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業年度)

第六十八条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

第六十九条 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に農林大臣の認可を受ける。

2 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完成後二月以内に組合会に提出し、その議決を受けなければならぬ。

3 組合は、前項の規定による承認をし、又は第七十条第三号若しくは前条の規定により農林省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(監督)

第七十二条 組合は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、第四条第二項の規定による認可をし、若しくは第六十九条第一項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をし、又は第七十条第三号若しくは前条の規定により農林省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(監督命令)

第七十三条 農林大臣は、この法律を施行するためには、組合に対し、その業務に關して、監督上必要な命令を下すことができる。

2 この法律、この法律に基く命令(第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令を含む。)又は定款に違反したとき。

一 準禁治産の宣告を受けたとき。

二 準禁治産の宣告を受けたとき。

三 心身の故障により職務を執ることができないとき。

2 前項の規定による認可の取消がされたときは、その役員は、その職を失う。

(第九章 雑則)

第七十四条 農林大臣は、必要があると認めるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又は当該職員をして組合の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の必要な物件を検査させることができ。かる。

2 前項の職員は、同項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(組合の報告箇取等)

第七十五条 農林大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、第九条第七項において準用する第八条第四項の規定によつてした認可を取り消すことができる。

2 組合は、農林省令で定めるところにより、組合員、任意組合員又はこの法律により給付を受け

(役員の就任の認可の取消)

第七十六条 農林大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、第九条第七項において準用する第八条第四項の規定によつてした認可を取り消すことができる。

2 組合は、農林省令で定めるところにより、組合員、任意組合員又はこの法律により給付を受け

別表第二

障害年金を支給すべき程度の廃疾の状態

一年以上	二三〇日
一年六月末満	二四五日
一年六月末	二六〇日
二年六月末満	二七五日
二年六月末	二九〇日
三年六月末満	三〇五日
三年六月末	三三〇日
四年六月末満	三三五日
四年六月末	三五〇日
五年六月末満	三六五日
五年六月末	三八〇日
六年六月末満	三九五日
六年六月末	四一〇日
七年六月末満	四二五日
七年六月末	四四〇日
八年六月末満	四五五日
八年六月末	四七〇日
九年六月末満	四八五日
九年六月末	四八五日
二〇年六月末満	四八五日

級	廢疾番号	廢疾の状態
一	一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの又は一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
二	二	咀嚼又は言語の機能を残したもの
三	三	両腕を腕関節以上で失つたもの
四	四	両足を足関節以上で失つたもの
五	五	両腕の用を全く廃したもの
六	六	両足の用を全く廃したもの
七	七	十指を失つたもの
八	八	前各号のほか、傷病により廃疾となり、高度の精神障害又は身体障害を残し、勤労能力を喪失したもの
九	九	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
十	十	数眼の大部の欠損その他により両耳の聴力が耳鼓に接しないければ大声を解し得ない状態にあるもの
十一	十一	脊柱に著しく機能障害を残すもの
十二	十二	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
十三	十三	一手のおや指及びひとさし指をあわせて四指以上を失つたもの
十四	十四	十指の用を廃したもの
十五	十五	両腕の三大関節中二関節の用を廃したもの
十六	十六	足の三大関節中二関節の用を廃したもの
十七	十七	足の第一のあしゆびを失つたもの
十八	十八	足の三大関節中二関節の用を廃したもの
十九	十九	足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
二十	二十	足の第一のあしゆびの用を廃したもの
二十一	二十一	足の長管状骨に仮関節を残すもの
二十二	二十二	足を三センチメートル以上短縮したものの
二十三	二十三	足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
二十四	二十四	足の第一のあしゆびの用を廃したもの
二十五	二十五	足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
二十六	二十六	前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し、勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

別表第三

障害一時金を支給すべき程度の廃疾の状態

番号	廢疾の状態
一	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭窄若しくは視野変状を残すもの
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すものの
四	鼓膜の大部の欠損その他により一耳の聴力が耳鼓に接しないれば大声を解し得ない状態にあるもの
五	鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を廃したもの、ひとさし指をあわせて二指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廃したもの
九	両腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十	足の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十一	足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十二	足の長管状骨に仮関節を残すもの
十三	足を三センチメートル以上短縮したものの
十四	足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十五	足の第一のあしゆびの用を廃したもの
十六	前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し、勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、第一のあしゆびは末節の半分以上、その他のあしゆびは未関節以上を失つたもの又は離、趾関節若しくは第一趾関節(第一のあしゆびにあつては、趾関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

理由

農林漁業団体の職員の福利厚生を図るため、農林漁業団体の職員の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資する必要がある、これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬戸山政府委員 ただいま上程されました農林漁業団体職員共済組合法案について、その提案の理由及び要旨を御説明申上げます。

農林漁業団体は、農林水産業の生産力の増進と農山漁民の経済的・社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与するために設けられた農山漁民の団体であり、わが国経済の進展に貢献して参ったことは、今さら申し上げるまでもないところであります。しかしながら、これらの団体の見合を

見ますと、必ずしもすべての団体が健全な発展を示しているとは言えない現状であります。國としましても、これら農林漁業者の中核的組織である農業協同組合等の農林漁業団体の農林水産政策上に占める重要性にかんがみまして、これら団体の育成強化をはかるため相当額の財政支出を行なつてこれが助成を行なつて参つているのであります。しかるにこれらの団体の役職員は、これと同一地域社会にあって、その職能上常に対比される立場にある市町村職員が恩給あるいは共済組合制度の恩恵に浴しているにもかかわらず、それと均衡のとれた身分保証がないたましがたく、このことが經營不振の団体

の発生する一因ともなつてゐるので、この際少くとも市町村職員が享受してゐる程度の年金制度の実施はぜひとも必要であると考えられるのであります。一方、これらの団体関係者にあっても、農林漁業団体の役職員の共済制度の確立を自己の出費の増大をもいとわず熱望して参つたのであります。従いまして政府といたしましては、その必要性を認め、現在これらの団体の役職員の大部分が加入してゐる厚生年金保険制度より相当充実した給付内容を有する年金制度を中心とする共済組合制度を設け、これらの団体関係者の永年の要望にこたえるとともに農山漁民への奉仕に十全を期することいたしたいのであります。

次に、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、農林漁業団体職員共済組合は、農林漁業団体の役職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生をばかり、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資することを目的とする特殊法人でありまして、本法案は、この組合の設立、組織、運営、業務、経費補助及び監督等に関して必要な事項を規定しようとするものであります。

第二に、この組合は、特別の法律によつて設立された農林漁業団体のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会、森林組合及び森林組合連合会、水産業協同組合及び水産業協同組合共済会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、漁船保險組合及び漁船保険中央会、土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会、都道府県農業会議及び全

業信用基金協会、開拓融資保証協会、漁業信用会議所、二十一年以上ある者が退職し、五十五才に達したときに、退職年金、組合員であった期間が六月以上三十年未満である者が退職したときに、退職一時金、組合員であつた期間が六月以上である者が組合員であつた間に疾病にかかり、もしくは負傷したことにより退職した場合において、その退職のときにその傷病の結果として一定の程度の廃疾の状態にあるときに、その廃疾の程度により、障害年金または障害一時金、組合員であつた期間が十年以上である組合員が死亡したときには、その者の遺族に、遺族一時金、退職年金、組合員であつた期間が六月以上三十年未満である組合員が死亡したときに、その者の遺族に、遺族一時金、退職年金を受けている者が死亡した場合において遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき等に、年金者遺族一時金の給付を行なうのであります。しかし、いわゆる短期給付を行わない点が他の共済組合と著しく異なるところであります。

第四に、掛金及び國の補助について

であります。すが、掛け金は大体千分の七八十くらいで組合員との組合員を使用する農林漁業団体等との折半負担とし、その掛け金率は厚生年金保険における掛け金率の二倍余りとなります。付もこれに応じ約二倍となるのであります。次に、給付に要する費用の百分の十五及び組合の事務に要する費用の

会、農林大臣の認可、組合設立手続、厚生年金保険との関係等につきまして必要な規定をいたしております。

最後に、この法律の施行期日は、昭和三十四年一月一日であります。それまでにこの組合の設立手続も完了し、この組合も同じくその日に成立することとしております。

以上が本法案の提案理由及び内容の大要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○中村委員長 これにて政府の説明は終りました。

本案に対する質疑は後日にこれを譲ることといたします。

思ひののです。いかなる場合があつて、も、この繭糸価格安定法がある限りにおいては、金がなくなつたから生糸を買ひ入れることができない、こういうことは全然あつてはならぬはずだ、こう考えておりますが、これについてどうお考えになりますか、この点をまず伺いたい。

○須賀政府委員 様お答えを申し上げます。繭糸価格安定法は、あらためて申し上げるまでもないことですが、が、最低価格によつて生糸を買ひ入れまして、一方最高価格によつて生糸を売却する、その買ひ入れと売却の両方の操作によりまして、生糸を一定の価格の幅の中に維持していく、こういう考え方なのでござります。従いまして、法律には第二条に、最高価格により売り渡し、最低価格により買ひ入れるということを規定をいたしておるのでございますが、これはものの売買でございますので、政府の特別会計によつて運営をいたして参ります以上、予算を編成いたしまして、一応その予算のワークの中で運営をして参りますことは、建前として当然のことと考えるわけでございます。しかしながら、特に最低価格の支持につきましては、一定の価格で買ひ入れをいたしまして、価格を支持しようという建前をとつておなります以上、実際の需給関係におきまして、生糸が相当量過剰になつてくるといふような事態が起きました場合には、それに対応いたしまして、予算をつけておきます現実の事態は、二月末の現在におきまして、今回国会に糸価格安定特別会計

法の一部修正をお願いいたしております。す分を含めまして、資金の総ワクに対しましては約半分を支出をいたしております。その状態でございます。その後三月に入りましたても、ある程度の買い入れはござりますので、今日の時点におきましては、約半分を越しておりますが、なお相当量の資金は残っておりますわけであります。ただ最近の一般織維の不況の状況、それからことしの春織は相当豊作ではなからうかといふよろないいろいろな条件が重なりまして、最近の糸価低落、特に先物相場におきまして糸価低落を見ておるようなわけでござります。われわれといたしましては、糸価安定制度と申しますものは、余剰の糸を買い上げまして最低価格を支持して参るという建前になつておりますので、今後の事態の推移を十分見きわめまして、現行制度による糸価安定につきましては、万遺憾のないようにないたいという考え方をもちまして、それぞれの方面とも事務的にも折衝をいたしておる段階でございます。

価について諮詢をいたすのでございま
すが、計算上の作業を一応完了いたし
まして、目下それぞれの方面と打ち合
せをいたしております。生産費の面で
は、繭の生産費、生糸の生産費を総合
いたしますと、前年度に比較してごく
わずか低落をいたしておりますが、そ
ちらの面からも、最低価格十九万円を
動かさなければならぬような材料は
出ておりませんし、またこの糸価安定
制度によりまして、生糸の価格を維持
して参る建前を貰く考え方からいたし
まして、三十三生糸年度につきまし
ても、明日の審議会の答申の結果に待
つわけでございますが、政府の考え方
といたしましては、現在の水準を動か
す考え方を持っておりません。

の相場は今月の三日に入月限が一千七百五十円といふものが出来ました。これは一斤の値段で、一俵に換算すると十七万五千円という値段であります。いわゆる糸価暴落といふ最もはつきりした形になつて出た姿でござります。その後政府におきましても、三十三生糸年度の安定帶価格を動かす考え方方はない、またそれを将来にわたつて維持して参りますためには、総合的にそれぞれの手段を講じていくという意思を、それぞれの形において表明いたしております。その結果だんだん相場も持ち直して参つておりますし、八日には千七百五十円まで落ちておりましたものが千八百二十五円まで戻つてきております。きのう、おとといの相場も大体千八百円台に乗つておりますし、順次市場の気分も落ちついて参つております。私ども、ただいま御指摘がありましたように、今後の糸価維持につきましては、万策を講じまして、現在の安定帶価格を維持して参るよう、極力努力していくたいと思います。

いか、こういうところから不安が起つてくるわけです。そこで、この国会で今審議をしておるところのワクの増額二十億がきまれば、それで資金ワクが八十億ということになるわけでありますが、問題は資金ワクなのです。だから、この資金のワクさえ拡大をすればこれは心配ない、市場も落ちつかず、養蚕農民もこれで安心をする、こうしたことになるのです。いかなる場合があつても資金のワクを増額して、もう何ら心配をさせないというもう少しきりした聲明がここであれば、それで大体落ちつくと思うのです。資金が足らなくなつた場合に、資金をどんどん増額をして、そして不安がないようにする確信がありますか。

ら、だんだん立ち直る気配も見えておるわけであります。従つて政府の今の考え方といたしましては、二十億の借り入れ増加を決定してもらら、しかしそれでもなおかつ不安定な状況があるというようなときには、資金はいつでも増加をする。こういう決意をいたしております。これは法律の改正を要することでありますから、今審議中の問題でありますので、その経緯を見てさらにその方策を講ずる、こういふうな考え方で関係省とも話し合いを進めておりますから、どうか御了承を願いたいと思います。

○五十嵐委員 政務次官並びに局長から糸糰安定について非常に力強い御決意を承わりまして、まずこれで業界も大体安定すると思うのであります。どういうふうな事態が起りましても方違算のないよう十分御配慮をお願い申上げたいと思います。

それからもう一点 最後に玉糸の問題ですが、玉糸を一概買い入れにするようになれば、玉糸業者が今業者から非常に強く呼ばれており、玉糸業界の昨今の情勢はまさに危機に瀕しておる、こういう実情だと思います。この一般買入れという問題についてどうお考えになつておられるか、この点を承わりたいと思います。

○鶴賀政府委員 玉糸の問題につきましては、前回にも御質問をいたしましたのでございますが、あらためて申し上げますと、去年の暮れに一応立て直しを考えまして手当をいたしたのですが、玉糸業界は非常な苦況に立ち至っているわけだと思います。昨年の暮れに一応立て直しを考えまして手当をいたしたのですが、その後一般織維不況等の

状況が重なりまして、去年の暮れに手
効果を上げることができなかつた、それ
でこれを一般買ひ入れにするようにな
らう要請がかねがね強く出されている
のでござります。この点につきまして
は、私どもそれぞれ政府部内の関係方
面ともその方向につきましていろいろ
協議もいたしておりますし、またこれ
自体蚕糸関係の関連業界にもいろいろ
影響があります問題でありますので、
その間の意見の調整もいろいろ機会を
作りまして詰めて参つたわけでござい
ます。現段階において私が考えており
ますのは、一般買ひ入れと申しますもの
は、玉糸の場合果して一般買ひ入れが
玉糸業界のために一番いい方法である
かどうかは業界自体としても十分考る必
なければならぬ点もあるのでございま
す。これはいろいろこまかい問題が
伴つておりますので、また必要があつて
申しますると、一般買ひ入れといふ方
向でやりますことは、必ずしもこの
業界の今後の価格持ち直しのためにい
い方法でもないという点もありますの
で、できればただいまお願いをいたし
ておりますの法律の改正が成立をいた
しますと、五月から新しい保管会社に
よりまして玉糸も生糸とともに買ひ入
れをいたしていくわけであります。こ
の線に玉糸を乗せるのが一番玉糸の実
態に合つた価格支持の方向ではないか
と考えております。しかしこれは、こ
の法案が御審議の結果お認めをいただ
きましたも、仕事の発足は現実には五
月以降になるわけであります、當面
いたしておりますの四月の問題といな

いたしまして適當なる便法を講じまして、四月の間における玉糸の価格支持については私責任を持つて処理いたしたい、かように考えておるわけであります。その程度で一つ玉糸の問題は御了解願いたいと思います。

○安藤(覺)委員 関連して。ただいま五十嵐君から質問がありましたが、農林省定の問題であります。一体蚕糸局あるいは農林省それ自体は、生糸あるいは繭をなお増産せしめることをよいと考えておられる現段階なのか、それとも多少とも自粛的な生産制限へ持つていく方が農民のためによからうと考えておられる段階なのか、これを一つ御意見を承わってみたいと思います。

○須賀政府委員 問題は生糸消費の先行き等に対する考え方とつながる問題であると考えますが、私どもは五ヵ年計画等でも考えておりまするよに、長期的に見ますれば、生糸につきましてもなお将来相当の増産をして、一方需要をつけていく可能性は十分持つておると考えております。特にこの数年の経過を見ましても、大体年間百万貫、系にいたしまして一万俵程度のものは消費がずつとそのくらいの年率で上って参つておるのでございます。少くともその程度の率のテンポをもちまして今後も全体の規模を拡大していくことは可能であると考えておるのであります。この産業はあらためて由し上げるまでもなく、不況と好況との波を非常に強くかかる性質の産業でござりますから、長期的には拡大をして参る考えを持ちましても、時の経済情勢によりましては、どうしてもある程度の調節をして参らなければならぬ事

蚕糸業の歴史を繰つてみましても、このようなことを繰り返しておるわけではありません。従いまして糸価安定制度の運営といたしましても、長期的には電気料金が均衡をしておる姿におきましても、この制度によって買ひ支えていくといふよどみな形において運営をして参りますと、この制度の健全な運営ができるないわけであります。従つて当面の問題といたしましては、ある程度織錦全般の情勢としまして、ただいままでのよどみな情勢が続くようありますれば、当面の事態としてはある程度の生産調整がなさうに考へなければならぬといふふうに考えております。

いての生産を制限していくのだとし
氣持でなしに、逆に今のお答えのこ
とあるとするならば、明日、明
日は審議会が開かれるというのですか
絶好のチャンスです。このチャンス
のがさすに農林省におかれではマス
コミ時代のこの状況にかんがみて、一
定的な意思を表現せられる何らか
方法を講じられることを強く私は要
いたします。しかし要望では質問の
をなしませんから、要望いたしま
が、私の要望に対してお答え下さる
用意があるかどうか、これを一つ承
りたい。

○中村委員長 阿部五郎君。
○阿部委員 ただいま最低最高の価格は変えないというお話を承わりましたので、その点はまことにけつこうと思ひますが、考え方なくとも相場の方は必ずしもそれで安定するとは思われないので、そういう不安があるのです。これで少くとも最低は維持できるという御自信がござりますか。それで、あるのありますとどういふにそれが維持できるのでありますようか。

○須賀政府委員 先ほど私が申しましたように、明日安定期議会におきまして審議の結果、正式に来年度の最高最低価格を決定をいたしますとの、政府いたしましては直ちにそれに応じまして、最高及び最低価格の正式の告示をいたすわけでござります。それで市場が今月の初めころに持つてありましたような、政府の来年度に対する系術維持の方針があるは変るのではないかといふ考え方方は一応そこで解消をする筋合いでありますし、これには、先ほど政務次官もお答えになりましたように、いろいろその裏づけとなりまする措置を講じて用意をいたしておりますわけでござります。それらと相伴いまして漸次相場が回復をして参ると考えるのでござります。特に横浜市場におきまして相場が下落いたしましたのは、先ほども申し上げましたように、先物、いわゆる七月限、八月限でござります。これは先ほど私が申し上げましたようないろいろな要素を市場が非常に先走って織り込んだ相場を現出したわけでございます。私が申し上げましたような措置をそれぞれ追つかけて講じていきますことによつて、

相場の方も順次平靜になつて参る、か
のように考えております。

ております。特に中共系によりまして、今度のような問題が起きたといふふうな事態には現在なつておらないといふことだけを申し上げておきたいと思いまます。

をいたした。その結果この会計では過去において赤字を出した経験がない、むしろ相当もうけました経験がある。私どもの現在の場合は、十九万円で買いました二十三万円になりました場合に

た話です。ところが蚕糸業は農民にそ
う安く繭を売らすこともできまへん
し、そなかといつて糸の相場といふも
のはなかなか容易に上るものではな
い。それで企業としての幅の非常に狭

る、特に纖維の需要なるものが人工織物に變りました関係で、非常に纖維価格水準といふものは長期的にはほとんど變らないような状態になつてゐるわけですからあります。それで生糸につきましては

重大な需要そのものの減退外需要の減退といふ事実があるのじやないかと思う節があるのであります。ことに海外需要全体としての減退かどうかはわからないとしても、たとえは中國の生糸との競争關係において日本との生糸に対する海外需要が減つた、こういう点があるとしますと、單なる心理的影響で政府が断固たる価格政策を示しただけでは、容易に価格の立ち直りが困難ではなかろうかと思う点がありますが、その点はいかがでありますか。

○阿部委員 そうだといたしますと、この蚕糸価格安定のための資金を十分であれば、一応安定は実現し得るということになると思いますが、その資金がこの改正法律案が通過しましたならば、一応十分であろう、こういうふうに承わりましたか、かりにそういうことをしましても、この生糸の価格は非常に変動の激しいものでありますから、これを運用する上においては、これは成り行きによつては、政府が相当の損をしなければならぬことを覚悟しなければならぬと思うのであります。あるいは

放出をするわけありますか。二十三
万円以上の線まで糸の価格が上るとい
うような時期がいつ来るかという問題は
になるわけでござりますが、政府府で
持つておりまする経費といいたしましては、
借入金によりまして金利のつく金
を使つて糸を買い入れましても、大体保
保管料金利が一俵につきまして一年間
で一万円くらいでござります。それで
四年間は損をしないで持つておれると
いう勘定になりますので、今後的情勢
にもよりますが、一応過去の経験から
からいたしまして、この会計は損を一

うものだと思ふのであります。そういうものでありますから、最高最低の範囲内の価格の変動でも織維業に対してもまた養蚕農民に対しても非常に深刻な影響を与える。価格の面でわずかの上り下りにすぎないと思われるようなことでも、影響はなかなか深刻なものがあると思うのであります。それで政府とすれば、最高最低内部の変動に対しても調整の政策をとられているのだと田中もおっしゃいますし、将来もとられるはずだと想います。そしてそれについてはまた十 分そりいような施策をとつてもらわ

○須賀政田委員 単なる心理的な面だけではないのではないかというお尋ねだけではないのですが、ただいまお尋ねの中で中共生糸の圧迫等もあるのではないかという御趣旨の言葉がございました。――

計、特にその中の農産物価格安定の勘定のこととく、相当政府の負担が激増してくる。こういうことも予想されないこともないと思いますが、その点蚕糸業者に心配の念をもつておられる方には、今までござり得た手合の範囲で、多少の心配はござりますと、食糧会議はこれは将来にいきますと、

○阿部委員 その点将来ともこれで捐
なつておるわけでござります。
ありますか。

なければ、単に最高から上らない。閣
下からは下らないといふだけでは安定
政策として十分なりとは言いがたいと
思うのであります。その点どういふ
御用意がござりますか。

の本場の変動といふものは實に今とほ
問題にならない大きな変動がございま
したけれども、その時分には養蚕農民
も年によつては非常に有利な年があつ
たわけなんです。このごろは多少相場

のことどころがざいまするから、この会計は絶対に損をしないということは申上げかねるわけでございますが、三万円になりまして、支出を、こ

四万円の軒の下で变动をいたしますことが蚕糸業にとってどういう影響があるかということですが、さいますが、これは昔の糸価の变动から考え方ますと、四万円の品と、もちろん

が、できるかできないかといふればそれまでのこと、くらいである。少し下れば生産費を儲けているのである。非常にこれは需要農民にとっては、安定といふものである。

よろな、最低価格と最高価格によつて
売買いたします糸便安定のやり方とい
うものは、これは過去においてもう數
回このようなことを繰り返しておるわ
けです。過去において一番多く政府が
糸を持ちましたのは約十一万俵まで政
府が買い込みをいたしたことがござい
まするが、その場合はいづれもその後
におきまして、糸の需要が大幅に回復
をした時期がやつて参りました。政府
が買い込みました糸は全部その後放出

のは非常に狭いものでござります。昔は四倍ないし五倍の幅で大変動がございました。そういう状態ではどうしても企業として成り立ちませんので、過去におきましては赤字安定制度といふものが生まれたわけでござります。それで四万円の船が大き過ぎるか狭過ぎるかという問題は、これ 자체としてあるのをございますが、最近の傾向といしましては、特に海外におきまして一般織維の価格というものが非常に安定してい

敏感なものなので、特にこれは堅固な
安定が望まれるわけなんでありま
す。そしてこれがもう地方では毎年な
養蚕農民と製糸家との間には買取
競争などが深刻に行われまして、農村
に混乱を毎年々々巻き起しているので
ありますから、それで単に最高最低の
範囲内だからといってその変動を想定
することはできないと思うのであります
。それで今度の改正案などもそ
う点にも留意せられて、買い取り一

何という会社ですか、今度特殊会社になさるというお考えのようであります。が、十分に機能を発揮させなければ、せっかくの改正をしましてもそれだけの価値がないということになると思われます。それで私たちの不安に感じるのは、単にこれだけで果して安定ができるだらうか、ということであります。私たちしろうとでありますから、何とも将来を見通すことを申し上げるのは僭越かもしませんけれども、ここ数年来の成り行きを見ておりますと、養蚕ないし製糸といらもの前途は決して明るくないのです。先ほどのお話によりますと、前途も長期的に見れば必ずしも悲観すべきものでない。また増産の余地あり、こういふうなお話でありましたが、それにはよほどの農業政策上の努力が必要だと思います。このまま自然にまかしておいたのでは、とてもそんな樂觀的なことは思われないのではないか。ことに目の先のことを考えましたならば、先ほどのお答えにもありましたように、養蚕そのもの、桑の栽培そのものに対しても増産の奨励はできない。あるいは若干調整措置もとらなければならぬというようなお話であります。桑の養蚕というのは、調整するといつたって、ほかの商工業のごとくに急にできるものではありません。どうして五年くらいはかかるのであります。それで今調整をして減産をはかるといふようなことになりまししたならば、それが効果を及ぼしてくるのは五年先であります。増産しようとしても五、六年先ということになるのであります。とても世界的な需要の増減に対しても的確に適応するということはできません。

い性質の事業であります。そこでこの際、私たちは政府に対して、もっと根本的な蚕糸対策をどうしても要望せざるを得ぬのであります。この程度の蚕糸業対策で足りりとなつておられますか。あるいは私たちが心配するがごとく、なほおそら根本的な対策をしなければ、養蚕農民の安定、製糸業の安定がはかられないという不安があるのであります。したならば、それに対する御構想は何か蚕糸局の方でお考えになつておるのでありましょうかどうか、その点のお考えを伺いたいのであります。ことに品質という点につきましても、私たちももちろんしるうとであります。あまり知りませんけれども、この間農業関係以外の一般的な雑誌をちよつと見ておりましたところが、中国においてはチシャ蚕といふものを非常に奨励していふ。これは蚕の時分には野菜——チシャを食べさせ、そして三齡か四齡になったときに一般の桑を食べさせること。その品質は纖維の太細がなくて、非常に品質がいいもので、そういうものを受け取っているというような記事を見たのであります。それが的確であるかどうかは私存じませんけれども、しかし外国においてそういう新しい技術の研究が進んでおるということ、それだけの研究努力が行われておると、ことは、それ自身が成功しなくても、将来何らかの面で進歩があつて、あるいは日本が追い越されるようなおそれがあるといふ不安を抱くのであります。そこでこの際農林省としては、蚕糸業対策として何か根本的な対策はないものであるか、お聞かせを願いたい。

○須賀政府委員 農業の将来等を考
えまして、根本的にどういうふうに考
えておるかということになりますが、
これはいろいろ問題があるわけであり
ますが、その一つは特に生産農家の態
勢といたしまして、少くとも昨年から
いまでは、繭の生産者の関係と繭の需
要との関係が、いわゆる繭につきまし
て売手市場にありますような状態で推
移いたして参つておつたわけであります
。そのような関係がありまして、漸
次情勢が変化をして参りますに応じま
して、生産農家の側における対応措置
といふものにつきましては、農協等の
態勢につきましても必ずしも十分でな
いところがあつたわけであります。先
般來、去年の秋以降の問題といたしま
して、われわれもむしろ今後は生産農
協等の態勢として、需給関係も相当に
変化をして参る情勢に応じまして、從
来の態勢を切りかえて、このようないっ
度の商品作物を作つて、いきます農家の
対応していくべき方向につきまして、
農協側にもいろいろ問題を掘り下げて
もらつておるわけであります。

織維が生糸のいいところを見ならくして、なるべく追いかけてくる格好になりますが、去年製糸業の企業整備を政府の補助金で行いました。それによつて、その結果は現在どういうふうに現われておるか。またその結果從來兎手である養蚕の方に有利であつた取引関係が、すでに逆転せんとしておるし、将来は遂に農民がはなはだ不利な立場に立つて、買いたたかれるというような現象が現われないであろうか。これらのことについてお伺いしたい。

○須賀政府委員 昨年の国会でお願いをいたしました生糸製造設備の臨時措置法の施行関係は、その後順調に進みまして、本年の二月に正式に機械設備につきましては設備整理組合の事業が発足をいたしたのであります。ただいまはまず第一次に任意の設備廃棄の申し出を今募つておる段階でございまして、もう第一次の申し込みが近々締め切りになるかと思いますが、相当量の任意廃棄の申し出がありました。われわれが当初予定いたしておりましたよりも早く、この問題は進行して参るのではないか。一口に申し上げますれば、予期いたしました以上に、順調に進行いたしております。ただこの結果、設備能力が減ることに伴つて、養蚕農家に圧迫を加えるのではないかといふお話をございますが、これは前国会におきまして御審議をいたさります場合におきましても、整理の規模、特に養蚕業に対する影響等につき

ましては、計数をもしまして十分御説明申し上げたのであります。その後実施に入りますと過程におきまして、蚕糸業振興審議会の設備処理部会で念を入れて御検討いたしまして、それに対する悪影響のないように十分念を入れて仕事を進めておるわけであります。相当量の設備が廢棄されますが、最近の状況から見ますと、一面設備の改良——具体的に申し上げれば、自動織糸機の導入が非常に進んでおりまして、設備廢棄後の能力は、必ずしも能力としてはそろそろ低いものにはならない。結局は、やはり一台当たりの能率が上りまして、生糸の生産費が相当低下して参るという、私どもが予期いたしましたような結果になつて参ると考えております。むしろ問題は、特に製糸と養蚕との関係におきまして起きて参ります問題は、設備の方からの問題ではなく、今後の生糸の需給關係、あるいは繭と生糸の売れ高との関係、そういうような関係から今後いろいろ問題が出てくることを予想しなければならぬと思ひます。設備の問題から養蚕農家を圧迫するといふような問題は、今の設備処理の方の進行の状況から考えまして、私どもとしては心配をいたしております。

くのであります。この玉蘭製品の海外における需要関係の現状なり、見通しなりは一体どういうふうなものでござりますか。

○須賀政府委員 玉糸は、ちょうど一
昨年が絶頂であった。いわゆる玉糸
ブームといつまつたのは一昨年で、

人のドレスに一部用いられましたのと、一方男子のせびろにも愛用された。しかしそれはやはり一種のおしゃれというような性質のものでございましたので、どうしてもここに流行の変遷がありますことはやむを得ない。ところが、そういう流行の変遷がありましたことと、一昨年の玉糸ブームのあたりを受けまして、特に一昨年非常に玉糸の設備が増設され、いわゆる玉糸の生産能力といらうのが非常に大きくなりふくらんだのでございます。そういうふうに生産能力が非常に大きくなりましたところへ持つて参りまして、玉糸の需要が下り目になつたものでござりますから、去年以来玉糸の業界が非常に苦しい状態に相なつたわけでござります。今後も玉糸業界といいたしましては、ああいう一種の嗜好品のような性格を持つておりますので、やはり相当吟味したいものを作りませんと、今後の需要を維持していくことは困難である。いわゆる、節さえ入つておれば玉糸であるというような工合ではないけれども、やはり節の入れ方等も、極端な言い方をすれば、芸術的な要素まで盛り込まなければ声価を高めることができないと、いうような性質

の商品でござります。従いまして、玉糸業界といいたしましても、その後の状況から考えまして企業の再編成、あるいは今後の製品の持つべき方等につきましても、いろいろ工夫をいたしております。それらの工夫とおるわけであります。それらの工夫と相伴いまして、私どもの方としても価格の持ち直しについてはできるだけ協力いたしまして、この産業の建て直しを考えていきたいと考えております。

○橋委員 もし、ただいま答弁になつたような状態になつたと仮定した場合には、本国会において、法律の改正等御提出になる意図があるかどうか、こういう点をお聞きしたいと思います。

○瀬戸山政府委員 今、いわゆる二十億の借り入れ増加の改正をお願いたしておりますが、これはぜひ御可決をしておきますが、これはぜひ御可決を願わなければなりませんけれども、今推移を見ているところであります。先ほども局長から申し上げましたように、最低価格にだんだん近づいて、相場が立ち直りつつある状況であります。その業界を見まして商切な寺明こ

業短縮を行わせる考え方があるかどうか。それから、資金増額と引きかえに、そういう措置をとられるよりなかなかそれがあるような気がしますが、この点をはつきりしておきたいと思います。

○須賀政府委員 生糸につきましては、操業短縮を私の方で進めまして、自主的に調整組合の調整行為によつて操業短縮を、四月、五月の二カ月ばかりやらせるように、今指導いたしております。こういうことに相なりましたのは、実はこの糸価安定制度と申しますものは、これは当然のこととございますが、こういうふうに不況になると、持つている繭をどんどんひいて、それを右から左へ次々と寄つてくること

○権委員 諸りたい、こういうことがありますので、非常にむずかしいとは思います。が、そういう場合には、具体的にはどういう措置をとられるか。ただワクを拡大することを考慮するだけでは、あまり好影響をもたらさないと思いますが、具体的にそうなった場合には、どういら措置をされるかという点をお伺いしたい。

○瀬戸山政府委員 将來のことになりますから、仮定ということになりますが、その仮定の場合はどうかというお話をありますれば、そういうふうに現実になりますれば、これは法律事項になつておりますので、法律の改正等をお願いしなければならぬと思いますけれども、そこに至るか至らないかの推移を見計らってその措置を講じたい、こういうことがあります。

○権委員 いま一点お伺いしたいと思ひますが、農林省はこの業者に現在操

○須賀政府委員 生糸につきましては、操業短縮を私の方で進めまして、自主的に調整組合の調整行為によつて操業短縮を、四月、五月の二カ月ばかりやらせるように、今指導いたしております。こういうことに相なりましたのは、実はこの糸価安定制度と申しますものは、これは当然のことございまが、こういうふうに不況になると、持つてゐる繭をどんどんひいて、それを右から左へ政府へ持つてくるといふようなことになりがちでございます。現実にこの二月あたりの姿がそぞろであります。が、こういふ場合に自分で積極的に売りさばいていくという努力が鈍るわけでございます。さよなることになりますと、糸価安定という制度が立てております制度も長く健全に運営をして参ることができません。この際手持の繭を製品化いたしまする点につきましても、多少の調節をいたしまして、企業としても製品を政府だけを相手にせず、さらに需要家に積極的に売りさばいていくという面にもこの際力を入れてもらひ、その刺激といたしまして、とりえず二カ月間の操業短縮をやることに勧告をいたしておるわけであります。

ついては長期的には相当有望である、こういうふうに言っておられます。まことに従つて、従来は政府が買い上げをやつた場合に欠損をしたようなことがない、こういう答弁であります。これでははちょっと時代が變つておるので、以前の統計や何かから出てきたものと現在では違つておるのではないか、化学会織維が今日のような高級な織維が安く生産されるようになると、従来ののような考え方でこれを処理するといふことは妥当でないのではないか、こう私は考へるので、そこで従来はむしろ輸出中心にお考へのようになりますし、生糸は輸出が相當多いのでありますけれども、輸出についての市場の開拓あるいは糸価の安定をもたらすような措置というものについては、どうも研究が足らないのではないか、ある貿易専門の人の話であります。私はこれはそういう方面を詳しく研究してたわけではありませんが、イタリアでは日本と同じほどの生糸の生産をやっておるが、非常に高級な加工品にしてこれを輸出するために手取りのドルは日本の四倍ないし四倍半もある状態である、ちょうどイスが時計を作り始めたときに、一般のどこにでもありふれた品物だけを作つておつたのでは、イスの時計業界といふのは立つていけないような状態になつた。そこで非常に高級の品物だけを作るようになつてイスの時計業界が更生したと同じようになつたのであります。そういう面に、日本の生糸も高級品をねらうならばうんと高級の加工品を輸出すべきでないかといふ意見を実は採聴したことがあるのであります。そういう面についての研究がまだ足らないのではないか、また国内の綿製品でも最近は相

が、これはまた加工費が不適に高いのではないか、生糸の値段と製品の価格を検討してみますると、ちょっととしたマーブラのようなものでも、あるいはネクタインのようなものでも、まだまだこれは安く消費者に渡すことができるのではないか、そういう面について業界に対する指導が徹底を欠いておるのではないか、政府の方針がその点に明確を欠いておるのではないかという疑いを持つつであります。考え方について一つ伺いたいと思うのであります。

○須賀政府委員 特に生糸の輸出につきましていろいろ工夫、努力が足りないといふ御指摘でございますが、私ももも確かにさように感じております。ただ、今日までの状態を振り返ってみると、大体去年の上半期ないしおとしころまでの状態をながめてみると、日本の国内で作りました生糸は、輸出と国内需要と両方でちょうどうまくさばけまして、大体三十一、二万俵の糸を作つておったわけであります。それが輸出に十万俵見当、国内で二十万俵見当といふような恰好において消費をされておつた。従つて糸を作ります方の側からいたしますと、あまり販売努力をいたさなくては製品の方には順調にさばけておつたといふような状態になつておつたわけなのでござります。製糸家は何に一番力を注いでおつたかと申しますと、繭を手にに入れることに非常に努力をいたしておつた。販売の方はあまり力が注がれていません。繭家は

勢をこの際根本的に立て直さなければ、生糸の将来をつないでいくことはできないということ、企業のあり方についての問題でございまして、御承知のように、日本の生糸は現在ではなお糸の形において出ておりますものの方が多いございます。ここ数年の傾向といたしましては、絹織物で輸出をされる割合が年々大きくなり、大幅に増加をしておるわけでござります。ただこの場合絹織物として輸出されておりますものの内容に問題があるのをござります。イタリアやフランスのように、いわゆる高級品だけで輸出をしていくというような形には、遺憾ながらまだ現段階においてはなっておりません。しかし順次相当有力な企業におきまして、外国からもデザイナーを招請いたしまして、あるいは染色の方針にしてもいろいろ工夫をいたしまして、高級絹織物を作つて出すよろな態勢に順次方向を向けられつつあるわけをございます。ただその場合、これは紡織物だけではないのでござります。日本の輸出産業の一般のあり方といたしまして、高級品を適当な価格で充てていくということがなかなか困難な場合があるわけでござります。それらの問題は全体の問題として、今後の輸出のあり方として十分検討いたし、また手を加えるところは加えて参らなければならぬと考えるわけでござります。国内の絹製品の価格等に関する問題もございましたが、これは今お話をのよぶとして、原糸代と最終製品の価格の間に

非常に大きな幅がありましてその間に相当な価格で売られるようにいたさるわけになります。現実には通産省あたりで指導をしていかなければならぬと考へる問題であります。そちらの方ともうまく連絡をとどまして、今後の問題として考えてみたいと思います。

○石田(省)委員 次に、生糸またんのコストの引き下げの問題であります。が、高級な化学織物がどんどん回って参つておりますから、どうとも繩も生糸も安く生産できるといふ状態にならなければ、国内の需要も外の需要も伸ばすわけにはいかないと思うのですが、それについて、たとえば養蚕関係等では共同飼育場についての設備を完備するとか、そういうものに対する保護政策をとるとかいうよな方途がある。加工についても、製造については昨年から設備の整備をされておりますから、老朽施設等はだんだん淘汰されて整備されていると思ますけれども、まだ改善の余地があるのではないか、そういう点について政府の方針をお伺いしたいと思います。

ままであるのには、生産と販賣の関係では一番大きな被害になるわけであります。これをうまく防ぎとめることができれば究極には生産費へ響いて参る。それで来年度から重油燃焼を農業改良資金の無利子の融資で助成をいたすことにしてしまった。すでに末端にもごとしの晚霜時期に間に合うよう今手配をいたしております。それから第二の問題といたしましては、戦前と戦後ではだいぶ変ってきてゐるのであります。従来、繭作りといふものは、集約的な形において労働がやられておつたのでござりますが、漸次その形を改めまして、農家の生産性を上げていくといふ方向にひっぱつて参りたいと思うわけであります。それに関連しまして、来年から簡易飼育と申しますか、いわゆる屋外飼育をやる研究を五、六カ所の試験場を選びまして、農家経営と直結するような形において、簡易飼育でどういう方法をとるのが能率的であり、また実際的に普及する可能性があるかということで、来年度からその仕事に手をつけるようにいたしております。それらの総合的な手段をとりまして、繭価格の引き下げをはかりたいと考えております。

に於する指導の方針は、従来と少し
変った方針をとられなければならぬ
と思いますが、どうでしようか。

きまして養蚕、製糸の力の均衡と申しますが、関係が變つて参るということは当然予想されるわけでござります。その場合掛合協定等につきましては、これは現実に売り買いて、國でいかなる指導をするかということありますので、従来におきましても、これにつきましては政府が直接関与はいたしておりません。末端の現実の交渉によってとりきめをいたしていふわけでございます。ただ今後の問題といたしましては、先ほど申し上げましたように、養蚕農協のあり方として、従来のよりな蘭の需給関係にありました場合と相当根本的に態勢の考え方を変えなければならぬという問題になると考えるのでござります。その意味におきまして、いわゆる共同販売の強化でありますとか、蘭の生産農家の集まりとしての農協の今後の行き方につきまして、われわれとしても十分指導して参りたいと考えるわけでございます。養蚕技術員の補助単価等も、今年は約三割程度引き上げたのでございますが、これなども考え方によりますれば、でさるだけ養蚕農協の、従来一部製糸に依存していたような度合いを今後的情勢を考えまして薄めて参りたい、養蚕農家の自主性を強めて参りたいといふ考え方をいたしているわけであります。

ります。これもお互いの利害の関係にある程度やむを得ないが、しかしながらやはりほんとうに共販体制を強化するならば、これは当然共販体制を強化すべきであるけれども、そうでない場合は非常に多いのです。そういう場合には、やはり実情に応じたところの指導を行わなければならないと思ふので、特にことしのようになつては、この問題がたくさん紛糾を起す原因であろうと思うのであります。これについてはただいたずらに法規をたててはとつて養蚕農民の利益を阻害するよくなうことのないように配慮をしなければならないと思うのですが、どの程度に実情を御承知になつて、またどういうふうにこれを指導すべきだと考へておられるか、承わつておきたい。

方針をまとめて参りたい、さように考えております。

○石田(宥)委員 今私が申し上げたようなことで、従来通りにされるということになると、実はいろいろ弊害が起ると思うのです。各製糸会社はそれぞれ特約組織のような状態をだんだん強化して参りますと、これはもうおそらく局長は御承知だと思いますが、製糸家は繭をよけい必要としないような事態になると、蚕糸の量を減らして出す、よけいほくなると蚕糸の量をふやしてやる、桑の需給計画のバランスがくずれてしまうというようなことがしばしば起る、現に昨年の夏経験したのであります。が、ただ品質の改善を怠ぐ余り、おそらくこれは原蚕種が固定しないものを支配したのではなくらうかと思ふのであります。忙しいから私そこまで追及しませんでしたけれども、経過をずっと見ておつたわけであります

が、蚕の二眠といふものは、ちょっと休み始めたと思うともう数時間後に休んでしまふというもののなのです。実は二眠のそろいう非常に短時間に休んでしまうべきものが一昼夜半もかかるて、非常に不ぞろいになってしまつて、五段階にも六段階にも分けなければならぬないような状態を私は見ております。一部分の人はこれを捨ててしまつたのです。これは品質の改良ももちろん必要であるけれども、そういうふうな製糸家の一方的な意図のもとに、いたずらに高級品位のものを望もうとして、そうして虚弱なものを交配したり、固定しないようなものを交配したりすると非常に連蚕が多くある。これは値段が暴落するどころの話じやない。すべてをあげてやつてきたものが

連審が続出するということになつてへんりがこととは起ることが予想されるのです。また検定等についてもその通りであつて、なるほど検定は公共の機関だから公正であるということはよくおっしゃるけれども、事実はなかなか希望はいられやすいのです。だからそういう点についても、いろいろふれられないにして、事実は製糸家の要望はいかがでありますか。

○須賀政府委員 種の監督につきましては、私の方も特に力を入れておりましたとして、今お話のよくな、あるいはそれと類似するようなケースが出ました場合、直ちにその事実をつかみまして、当該業者に嚴重な警告を与えて、またその責任者等につきましても処置をもらつておるわけであります。なお以後も種の監督につきましては遺憾のないようにいたしたいと思います。

検定の問題につきましては、御注意を受けるまでもなく、いろいろ情勢が變つて参つておりますので、過般検定所長会議を招集いたしました場合には、特にその点につきまして私から重ねて注意を喚起いたしました。

○石田(青)委員 最後に、さつきちょっと触れた製糸家の特約組合の問題ですが、最近は特約組合ということとなしに、其販体制といたことで表現されておりますけれども、やはり組合の一部有力な幹部が会社のひもつきになる。そらすると品種のことでも、養蚕農民の賞罰が無視されて品種の選定

定義に合せて想。唯日積も思なうて物れましい相りうる安かく機通の應生

が行われ、販売等については、もちろんそれを一本にしてほかに販売することを許さないということになる。こうなると独禁法にも抵触する疑いが起つてくるわけですが、そういうことをから不測な障害が起つて、スムーズな蚕糸業の発展を阻害する、養蚕家の間に紛糾を起すというようなことがござりますので、これはまだ法令一本やりで処理するといふようなことのないように、特に県条例との関係については意を用いられて、府県の蚕糸課長等に対しても十分一つ御注意を願いたいと思います。あらかじめ予想される事態でありますので、要望を申し上げて私の質問を終ります。

が、アメリカの態勢としては、大体今までの度は單なる一時的な不況ではない、相当長期の景氣的觀点に立っているというのが態勢のようでござります。そういう上から御承知の通りいろいろの点で、アメリカの貿易關係等も大きな変化をしており、特に日本については、一面においては輸入制限の問題等が出ております。アメリカについての生糸の觀点から見た今後の市況の見通し、しかも今政府が言つておるよう面に、アメリカの景氣も近い機会に政府の何らかの措置でもって簡単に直るだろ、こういう前提に立てば、そう大したこれに対する基本的な対策は要らないわけでありますけれども、政府は別といたしまして、どうもアメリカの一般的の専門家その他の意見は、相当長期なしかも深刻な下降段階に入つてきているという見方も多いようであります。こういう点について特に生糸關係から見ると、アメリカについてはどのような數量の点、あるいは価格の点――もちろんこれは関連の競争産業があるわけであります。が、こういう点についてどういうお見通しの上に立つておるのかという点が第一点。

わたつて深刻になるじゃないか、これが物の歐州市場についてどのよな長期間の見通しの上に立つて政策を立てられておるかという点をお伺いいたいと思います。これらに関連して生糸、綿織物の欧州市場についてどのよな長期間の見通し立てるのもとあればこそ、国内において二十億程度の生糸の買い入れ資金を増していただきでこれがしのぎがつくものかどうか、これらの対策といふことも非常に大きな問題になつてこようと思いますから、これについて特に今後のアメリカなり歐州市場の見通しについて、農林省としてはどういうふうな政策を立てておるのかという点をお伺いしたい。

きに不安があるといふなら、たゞ一例として、少くとも、多少買付が手控えられたといふ結果になつてゐるわけあります。つまり、广州市場の方は、ドル不足の関係等いろいろあることは御承知の通りであります。しかし、これが主として輸入いたしましたものを加工いたしまして再輸出する場合が多くございます。むしろ、アメリカの景気の動向によつて全体の実況がきまつて参る、さように考へておられます。

○久保田(豊)委員 主として世界の單気はアメリカが中心になるわけではあります。けれども、アメリカの現在の不況、これは少くとも生糸の立場から見ますと、見方はいろいろあるようですが、たゞども、今後生糸に関する限りは、値段の点についてもあるいは数量の点についても大きな影響はない。大体においては、今後も従来通り、多少の先行き不安感はあるにしても、この際特に考へて壁かねばならないような状況ではない、という点です。

○須賀政府委員 アメリカ市場においては、特に価格の問題につきまして現在の十九万円で高過ぎる、あることはもつと価格を安くすればたゞさう買つてやるといふような考え方にはございません。大体今の価格で生糸の価格としてはほぼ手ごろなところにある、と思います。アメリカにおける生糸の費の先行きでござりますが、私どもいろいろ波の上り下りはあるらうと思ふます。水準としては従来程度のものは少くとも維持しておりますが、私ども、いろいろふうにして従来の水準より上げていくかということについてどういふるな工夫をし、また日本側も守

○久保田（喜）委員 この点について
農林省でそういうお考えだというこ
とでわれわれとしては一応安心であります。しかしアメリカの景気の先行き
については、今のアイゼンハワー政
が、中間選挙を日先に控えて不況の
態を特に軽く見ようというのは、現
の政府与党として当然だろうと思
す。しかしこれについては、かなり
当長期にわたって不況段階、調整段
階を過ぎてさらに恐慌段階に入つてき
るといふ見方が漸次アメリカにおけ
て一般化しております。これらのこと
が、商品によって違いましょけれど
も、生糸等に相当大きく響いてくる
場合が決してないことはないといふ
に思われるわけであります。その
に、これは私どもとすれば、今のお
のような見通しに立つておりますれ
どもこう言ふことはありませんけ
ども、ともすれば今日の政府の世
経済なり国内経済に対する見方が甘
て、実は見通しがはずれがちである
その見通しがはずれた場合のしわ寄せ
が、一番弱い農民に寄つてきておるの
今日の現状であります。どうかこう
う点については、さらに今後とも慎重
御検討と同時に、事態がある程度は
きり見通しがつきましたら、今の二
億程度の資金増というようなことで
く、二十億増といったとしても、かり
十九万円で計算をしましても、三十
俵いたしましても、全体で六百億
度になるのです。それに対して八十
程度の資金でもつて、果してこれが
止できるかというような面について
さらに突っ込んだ御検討をお願いし
いと思うのです。

もう一つ、国内についてはどういう見通しをされておりますか。御承知の通り国内の経済については、大体おいて下半期ないしはそれよりも少し早く景気がよくなるだろうというものが今までの政府の御答弁だった。しかし、最近の産業界の実情なり、あるいは消費の大体の動向を見ますと、この政府の見通しがだんだんはずれています。逐次いわゆる調整段階が一順したなんという程度のものではなくなりつつあるようにわれわれは見ております。従つてこういうことが一般の購買力の問題についても、米価の問題についても相当大きな影響を及ぼしてくるでしようし、特に織維関係は、御承知の通り各品目ともに大きな生産制限をしながら、しかも片方においては大きな滞貯を持つておる。値段もほっぽつ下りつつある。へたにまごつきますと、これが、かつてあつたような大きなガラはないにいたしましても、相當大きく響いてくると思います。そういう段階で、大体二十万俵なり二十二、三万俵の消費が果して国内で安定をしていけるかどうか、あるいは二十億の資金増によってこれが防止できるかどうか、これらについての見通しは、どんなふうな見通しになつておりますか、この点もお聞きしておきたい。

○中村委員長　他に質疑はありませんか。——なければ質疑はこれにて終了いたしました。

この際、午後二時より再開することといたし、暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

ので、今回この会計の一時借入金等の限度額を引き上げようとするものであり、ただいま本委員会で審査中の補正予算案と併せて、本委員会で審査中の補正予算案とも関連を持っております。

○中村委員長 午後二時四十分開議 休憩前に引

の政府の見通しがだんだんはずれてきておる。逐次いわゆる調整段階が一順したなんという程度のものではなくな

午後二時四十分開議
○中村委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

会の申し入れを行いたいと存
が、御異議ありませんか。

午後二時四十三分散会

この際、大蔵委員会に連合審査会を開
会申し入れに関する件についてお詫び
いたします。

○中村委員長 御異議なしと認め、色々決定いたしました。
なお本日は散会後酪農振興基金法案について懇談いたしたいと存じますので、委員の方の御参考を願います。本日はこれをもつて散会いたします。

し、その組織運営について所要の規定を設けたものであります。またたばこ専売法の一部を改正する法律案は、葉タバコの収納価格及びタバコ耕作計画の決定等について適正を期するため、日本専売公社の总裁の諮問機関として新たにたばこ耕作審議会を設けるとともに、公社の行うタバコの耕作の許可の基準に関する規定を整備し、おわせて当該許可について異議の申し立ての道を開く等の規定を設けたものであります。いずれもタバコ耕作農業ととて重要な利害関係を持つ法官会であります。また同じく同委員会で審査中の糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案は、繭糸価格安定法により糸価が最低価格を超過するような場合は、政府が本会計により買い上げ等の措置を講じて糸価の安定をはかつておるのであります。これが、今年度におきましてより糸価は安定せず、来年度の生糸価格の原資も不足を来たすおそれがあります。

午後二時四十三分散会す

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution.

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution.